

厚木市教育大綱について

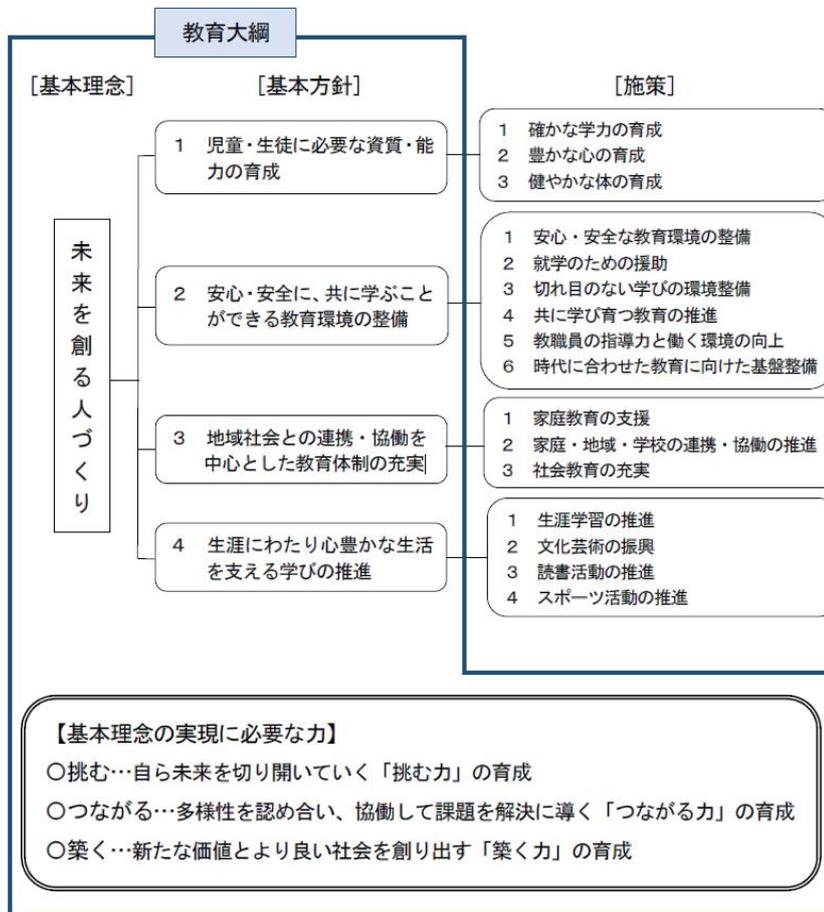
1 策定について

厚木市教育大綱については、令和7年4月の経営戦略会議において第3次厚木市教育振興基本計画（以下「次期計画」という。）に統合するものとして承認いただいております、次期計画の策定と同時に厚木市教育大綱も策定することとなる。

2 次期計画における厚木市教育大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条第3項第1号で定める教育大綱策定の趣旨に合致するよう、「基本理念」及び「基本方針」をもって厚木市教育大綱とする。

【第3次厚木市教育振興基本計画（案）構成図】



※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条第3項第1号
地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

3 周知について

市ホームページに公開するほか、ポスターを作成し、市立小・中学校を始めとする教育施設、保育施設及び公共施設等に配布を行う。

なお、ポスターについては、資料 1－2 のとおり一般用及び子ども用の 2 種類を作成予定。

厚木市教育大綱

基本理念

未来を創る人づくり

3つの力 基本理念の実現に必要な力・基本理念に紐づくもの

挑む

自ら未来を切り開いて
いく「挑む力」の教育

つながる

多様性を認め合い、協働
して課題を解決に導く
「つながる力」の育成

築く

新たな価値とよりよい
社会を作り出す「築く力」
の育成

基本方針

① 児童・生徒に必要な資質・能力の育成



② 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備



③ 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実



④ 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの促進



【対象期間】 令和8年度から令和12年度までの5年間

あつぎし きょういくたい もくひょう かんが かつ
厚木市の教育に対する目標や考え方

たいせつ おも
わたしたちの大切な思い

みらい つく ひと
未来を創る人づくり

あつぎ つく ひと たいせつ そだ ひつよう ちから
これからの厚木を創る人を大切に育てます そのために必要な3つの力

いど
挑む

じぶん かんが じぶん
自分で考え、自分から

すす こうどう ちから
進んで行動する力



つながる

ちが たいせつ ちから あ
違いを大切にし、力を台

もんだい かいけつ ちから
わけて問題を解決する力



きず
築く

あたら かし う
新しい価値を生み、より

しゃかい ちから
よい社会をつくる力

と く
取り組む4つのこと

ひつよう ちから そだ
こどもたちに必要な力を育てる

あんしん まな がっこう
安心して学べる学校にする

ちいき ひと そだ
地域の人とこどもを育てる

いっしょう まな ところ ゆた く
一生学び心豊かに暮らす

きかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん
【期間】 令和8年度から令和12年度までの5年間